



令和5年度

遠野市における

重層支援体制整備事業の取り組み

岩手県遠野市 健康福祉部 福祉課 支え合い支援担当





①遠野市の概要

● 将来像

永遠の日本のふるさと遠野

● 遠野市の花・鳥・木



● 特産品



ホップ

わさび



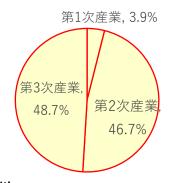
②数字で見る遠野市

2040年19,300人 (推計値)

- ●人 口:24,906人 (R5年3月31日現在) 高齢者総数 10,335人 うち前期高齢者 4,475人 うち後期高齢者 5,860人
- ●世帯数:10,743世帯 (R5年3月31日現在)
- ●高齢化率:41.5% (R5年3月31日現在)
- ●面 積:825.97 km³
- ●生活保護受給世帯 195世帯(R4年度末)

- ●身体障がい者手帳保持者 1,169人(R4年度末)
- ●療育手帳保持者 259人(R4年度末)
- ●精神保健福祉手帳保持者 191人(R4年度末)
- ●介護認定者 2,175人(R4年4月1日現在)
- ●生活困窮者新規相談件数 56件(R4年度末)
- ひきこもり状態にある人の数81人(R4年度調査)

●市内総生産額 1,074億円 (平成30年度)



●産業別従業者数 14,291人 (平成27年度)



1km³当たりの人口

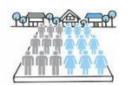
1世帯の人口

1月当たり出生数

1月当たり死亡数

1月当たり結婚数

1人当たり市民所得



31. 05人 (R3. 9. 30現在)



2. **40**人 (R3. 9. 30現在)



9.50人(令和2年度)



39.58人(令和2年度)



5. 92組 (令和2年度)



2,571千円 (平成30年度)



①第2期地域福祉計画(平成25~27年度)

【施策の方向】

- ・地域を支える仕組みの構築
- ・法定サービスのみでは解決できない課題に 配慮する
- ・市民協働、コミュニティを再形成する



【主な取り組み】

- ○地域包括支援システムの拡充
 - ⇒包括+相談支援事業所の統合(構想)
 - ⇒コミュニティソーシャルワーカーの育成
- ○地域の力、近助の力
 - ⇒災害時要支援者の避難支援
- ○市と社協の定例連携会議の開始
- ○地域福祉連携のための研修会の開催

②第3期地域福祉計画(平成28~令和2年度)

【施策の方向】

- ・多職種連携の仕組みづくり
- ・身近な相談窓口
- ・福祉ニーズに対応した地域福祉活動を展開 するコミュニティソーシャルワーカーの育成



【主な取り組み】

- ○住民による地域生活課題解決を試みる体制づくり
- ○支援困難ケースに対応する包括的な多機関協働 体制の構築
 - ⇒第1層は地域包括支援センターが体制を構築
- ○地域福祉活動の展開
 - ⇒第2層は在宅介護支援センター兼SC(当時6か 所)に丸ごと相談員を3カ所配置し、地域福 祉活動の展開を推進する体制を構築

多機関の協働による包括的相談支援体制構築事業(モデル事業)の実施 (平成29年度~令和2年度)



モデル事業での実施体制

住民に身近な圏

域

市町村域等

第3層

サービス資源 と市民(小区域) ※行政区等を想定

他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能

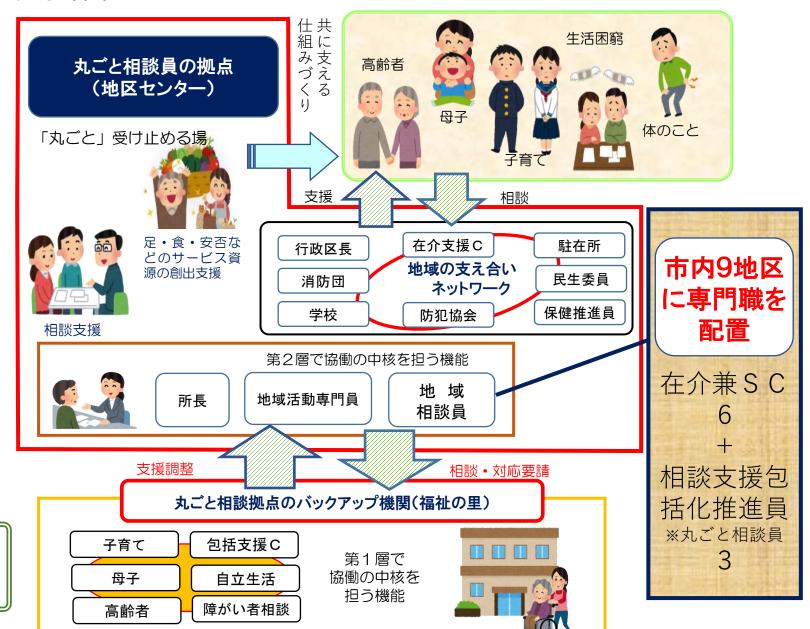
住民が主体的 に地域課題を 把握して解決 を試みる体制 づくり

第2層

小•中学校区域

第1層 市町村区域

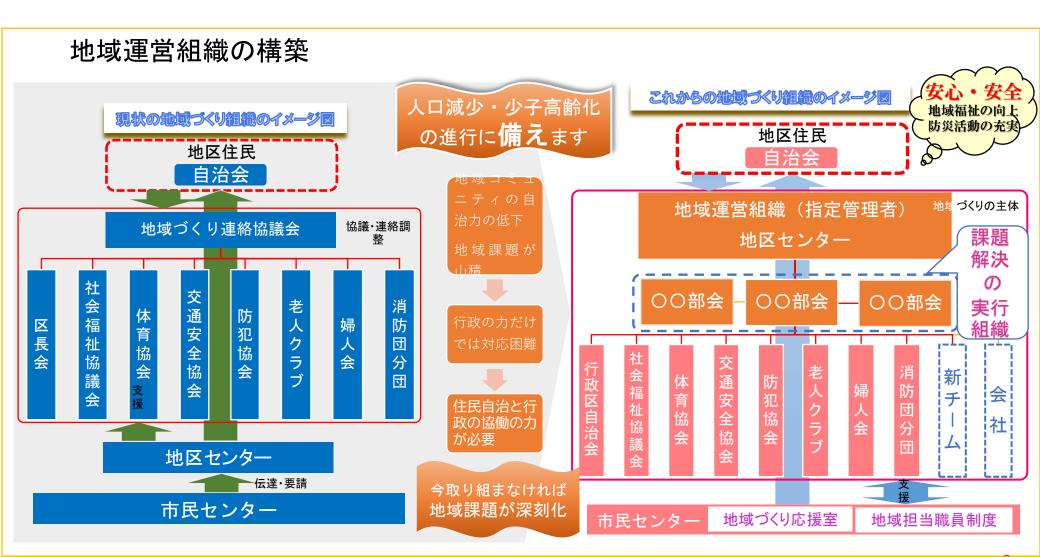
市町村における 総合的な相談支 援体制作り



5

支え合う小さな拠点づくり

地区センターの運営を指定管理者制度により地域団体に委託。地域主体となった住民自治を推進する取組。



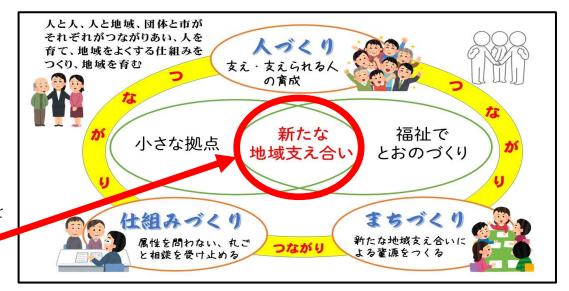
③第4期地域福祉計画(令和3~7年度)

『小さな拠点』と『福祉でとおのづくり』で進める『新たな地域支え合い』

- ・人づくり
- ・仕組みづくり
- ・まちづくり

を基本目標に掲げて取り組み、

『小さな拠点』と『福祉でとおのづくり』 で進める『新たな地域支え合い』の構築を 進める



『新たな地域支え合い』とは

地域の課題は、地域住民自らが他人事ではなく「我が事」として捉え、課題解決に向けて取り組むとともに、誰もが役割を持ち、人と人とが支え合う仕組みを広げていく必要がある。

コミュニティソーシャルワーカー(通称: CSW)は、生活課題の解決に向けて地域住民との継続した働きかけを行う専門職である。「小さな拠点(地区センター)」に配置し、自治会などの地域運営組織と連携して、新しいスタイルの「地域支え合い」を展開していくもの。

また、地域福祉推進の「車の両輪」となる<u>社会福祉協議会とは、R2.8に「新たな地域支え合い」</u> <u>に係る連携協定</u>を締結している。

〇住民にとっての身近な活動拠点 「(仮称)地域ささえあいセンター」

小さな拠点(地区センター)を「(仮称) 地域支え合いセンターとして位置付けた もの

くコンセプトン

- ①高齢者、障がい者、子ども、生活困窮など対象を問わず、誰もが通い、あるいは居場所となる拠点
- ②地域生活者・社会的弱者の悩みを把握している行政区長、民生児童委員などから情報提供を受け、課題解決に向け関係機関と連携して支援する拠点

遠野市社協 第4期地域福祉活動計画

(R3年度~R7年度)

基本理念を「たすけあい ささえあう 福祉でとお のづくり」として、次を重点項目とした。

- 1 相談支援体制の充実
- 2 新たな地域支え合い活動拠点づくりの推進
- 3 連携や協働の強化
- 4 広報・啓発の推進

より確実に進めるために

令和2年8月、「新たな地域支え合い」に係る連携協定書を社会福祉協議会と締結

【次に掲げる取り組みを推進】

- 相談支援
- 参加支援
- ・新たな地域支え合い支援

○遠野市の役割

- (1)「新たな地域支え合い」を機能させるため、<u>CSWなどの専門性の高い職員の配置と小さな拠点(地区センター)との連携推進に関する予算の確保</u>
- (2)「新たな地域支え合い」機能を支えるための組織 改編を含めた行政組織の横断的見直し

〇社協の役割

- (1)「新たな地域支え合い」機能実現のための地域支援体制の構築
- (2) <u>CSW等専門性の高い職員の確保と人材育成</u>
- (3) 相談支援機関との有機的連携のための先導的役割

丸ごと相談員を全11地区センターへの 配置がより具体的に。

『丸ごと相談員』(遠野型コミュニティソーシャルワーカー)とは

「小さな拠点(地区センター)」に配置し、自治会などの地域運営組織と連携して、新しいスタイルの「地域支え合い」を展開していくことを目的として、困りごとを丸ごと受け止める相談支援と、生活課題の解決に向けて地域住民との継続した働きかけを行う、多機能型の専門職です。

丸ごと相談員の機能

1 相談支援

地域の身近なところで、住民からの 相談を丸ごと受け止め、個別の解決に 向けた支援

3継続的支援・伴走支援

支援が必要な人に確実な支援を届けるための訪問等を通じた活動(状況によっては伴走支援をおこなう)

2生活課題解決支援

相談の背景にある生活課題の解決に 向けた資源の創出について地域運営組 織等に働きかけていく活動

4参加支援

引きこもりなど地域と遠ざかっている人に対する社会参加への支援

<財源> 重層的支援体制整備事業・介護保険地域支援事業

<資格等> 社会福祉士、介護福祉士、社会福祉主事など

<人 数> 令和2年度 3名、令和3年度 7名

→ 令和4年度 9名に拡大

4年度から

名	称	担当地区	業務内容	財	源
丸ごと相 9名	1.5 1.5 1	市内9地区センターに配置 ※遠野市社協、ともり会、 敬和会に委託	「丸ごと相談員」は、在宅介護支援センター相談員、生活支援コーディネーター、コミュニティソーシャルワーカーの業務でもりに行う専門職であり、遠野市独自で設置しているもの。	・重層的支援体 ・生活支援体制 ・総合相談支援	整備事業

名	尓	所	属	業務内容	備	考
包括化推進員(専任)1名		遠野市社会福祉協議会		・相談窓口からの相談調整 ・重層的支援会議の開催 ・支援プランの作成 ・丸ごと相談員のバックアップ など	令和4年度から新設配置	
支え合い支援担当 (専任) 1名		市健康福祉部福祉課		・庁内の各部署からの相談調整 ・ケース共有会議の開催 ・月次業務の報告 ・交付金の管理 など	令和3年度から新設配置	
生活支援コーディ ネーター担当 (兼務) 1名		市健康福祉部健康長寿課(地域包括支援センター)		・まるごと会議の運営 ・圏域レベルの地域ケア推進会議の調整 ・事業報告会の企画 など	平成29年度から兼務配置	

重層的支援体制整備事業の推進体制について

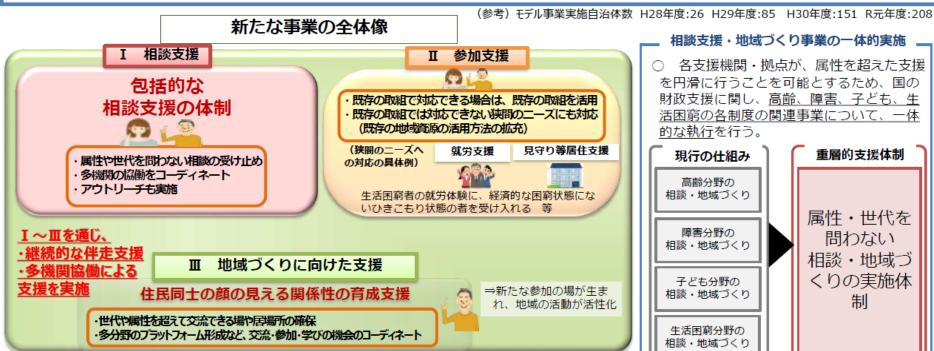




市全体の支援機関・地域の関係者が断わらず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属 性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

- ○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築す るため、**I 相談支援、II 参加支援、II地域づくりに向けた支援**を一体的に実施する事業を創設する。
- ○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、I~Ⅲの支援は必須
- ○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

各支援機関・拠点が、属性を超えた支援 を円滑に行うことを可能とするため、国の 財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生 活困窮の各制度の関連事業について、一体 的な執行を行う。

現行の仕組み 高齢分野の 相談・地域づくり

障害分野の 相談・地域づくり

子ども分野の 相談・地域づくり

生活困窮分野の 相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を 問わない 相談・地域づ くりの実施体 制

- ※ I ~Ⅲの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。 (ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 - (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる
 - (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

①丸ごと相談員等による地域運営組織とのかかわり

地域住民に身近な相談窓口及び地域支え合い活動の支援窓口の機能として、 地域の住民組織や関係団体と関わりながら地域生活課題への取り組みに参画 しています。

- ・買い物弱者支援(足の確保や移動販売事業者とのマッチング)
- ・交通弱者対策(地域の足としての旅客輸送事業への展開)
- ・平常時における見守り活動(支え合いマップづくりとのコラボ)
- ・有償ボランティア組織(草刈り、除雪など)の立ち上げ
- ・要介護高齢者等のゴミ捨て支援
- ・多世代間食堂の開催支援
- ・通いの場(いきいき百歳体操)をきっかけとした居場所づくりへの展開
- ・障がい者(地域活動支援センター利用者)と地域住民との交流
- ・農福連携(地域団体とのつながり)
- ・地域づくりをテーマとした研修会の開催
- ・災害時における緊急連絡体制整備の支援

などなど

地域のチカラを応援する遠野健康福祉の里のニュースレター

「つながる・支え合い」たより ※隔月発行 https://www.city.tono.iwate.jp/index.cfm/51,67504,276,html





丸ごと相談員



買い物バスツアー



移動販売事業者とのマッチング

連携、協働のための会議体

庁内チーム会議(新)

- ・事務担当者レベルでの気になるケースの共有
- ・業務の相互理解(相談支援について、それぞれの分野で行われていることを知る)
- ・重層事業を進めるにあたっての担当者の「困 りごと」を話す場

市と社協との連携会議(継続)

- ・市と社協が各々の業務について意見を交換する場
- ・重層事業の取り組みについても話を深める 場となった

担当課レベル

部 レベル 関係者 レベル

市 レベル

つながる共有会議(新)

- ・複合化・複雑化したケースの洗い出し(どういうケースを多機関協働事業へ移行するかの判断)
- ・気になるケースの共有とかかわり方(アウトリーチ) の協議

重層的支援会議(既存活用)

- ・支援の役割分担、支援プラン適切性の協議
- ・各支援機関の役割を見えるかするためのプラン作成
- ・既存の自立相談支援事業の支援調整会議と合同開催

○重層的支援体制整備事業の普及・啓発

- ・ 研修会の開催(庁内関係者向け・支援関係者向け)
- ・ 関係機関への事業説明(福祉関係団体など)
- 関係部署とのヒヤリング (ケースカンファレンスへの出席など)

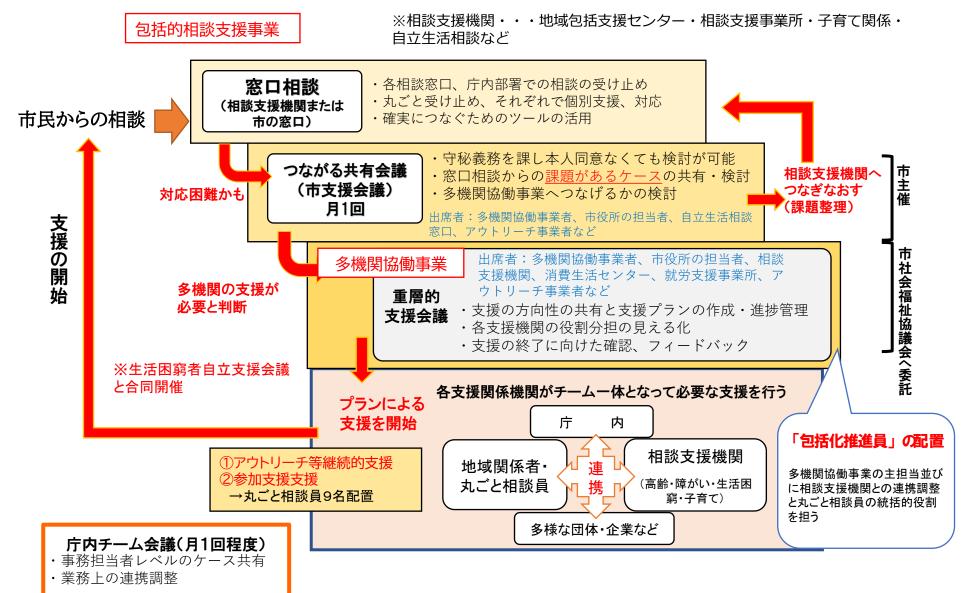
〇相談支援体制の充実に向けた取り組み(重層的支援体制整備事業)

市内全体の支援機関・地域の関係者が断わらず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することとなっているものである。今年度は体制づくりとして、次の取り組みを実施した。

- 1 重層的支援会議・・・随時生活困窮者自立支援相談窓口が行う支援調整会議と合同開催
- 2 つながる共有会議(市支援会議)・・・毎月
- 3 チーム会議(庁内連携会議)・・・毎月
- 4 関係者間との協議、共有
 - (1) 制度説明 生活困窮者自立支援自立支援調整会議、相談支援事業所、障がい者自立支援協議会地域支援部会ほか
 - (2) 状況共有 要保護児童対策地域協議会実務者会議(委員として出席)、消費生活センター(個別ケース相談)、 子育て地域包括支援センター(ケースカンファ参加)、地域ケア会議(アドバイザーとして参加)、 丸ごと相談員及び在宅介護支援センター定例会議・生活支援コーディネーター連絡会議(毎月) 市民生児童委員協議会定例会(毎月)、社会福祉協議会との連携会議(毎月)、 権利擁護を法律の面から勉強する会(隔月)、支え合う小さな拠点推進本部会議(随時) 生活困窮者自立支援法に係る自立支援調整会議(毎月)
 - (3) 研修 人材養成研修(前期)(8月)・人材養成研修(後期)(11月~1月)
- 5 地域への支援と体制づくり
 - ・交通支援ワークショップ、買い物支援ワークショップへの参加
 - ・防災×支え合いマップづくりワークショップ
 - ・地域防災に係る情報交換会(市危機管理課・消防総務課とのハザードマップやデジタルマップの活用に係る情報交換会)
 - ・ICT(情報通信技術)を活用した関わり(災害カンタンマップ取組についてオンライン視察(長野県社協)、相談員業務効率 化のクラウドサービスの導入)

②重層的支援体制整備事業における支援の考え方(支援困難事例)

健康福祉部の担当者



③重層的支援会議・つながる共有会議(市支援会議)開催状況

(令和4年度の状況)

- 1 重層的支援会議
 - (1) 開催回数 12回

ア 支援プラン検討 11件(新規2件 ・ 更新17件 ・ 終結2件)※マスタープラン、アウトリーチプランを合算 イ つながり評価 17件

- 2 つながる共有会議(市支援会議)
- (1) 開催回数 12回

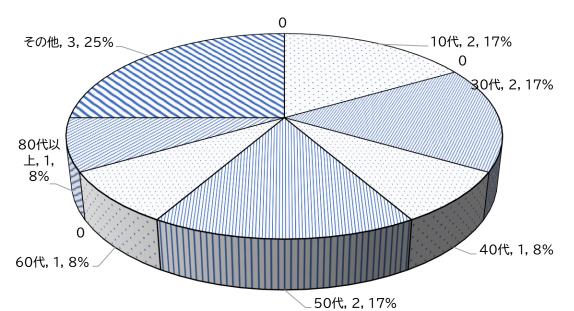
ア 検討件数 多機関協働事業分 延べ22件(実人員 4件)※マスタープランのみ集計

ケース共有分 延べ12件(実人員12件)

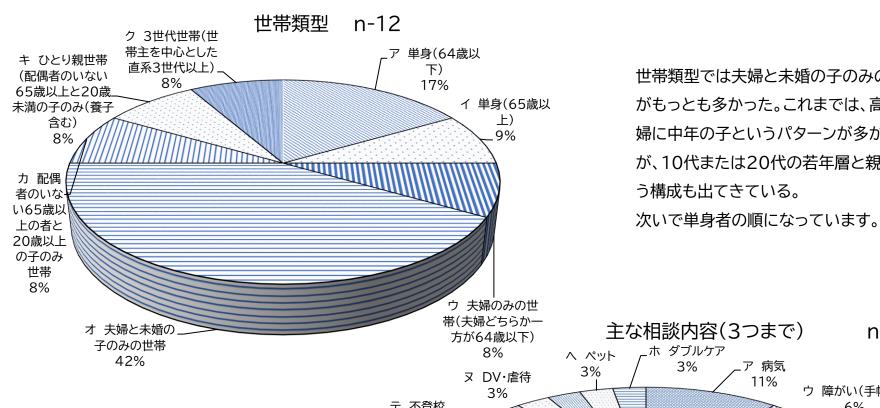
イ 検討結果 共有(課題整理) 12件

多機関協働事業へつなぐ(支援プランへ) 0件 丸ごと相談員との連携 9件 相談機関へもどし(助言) 3件



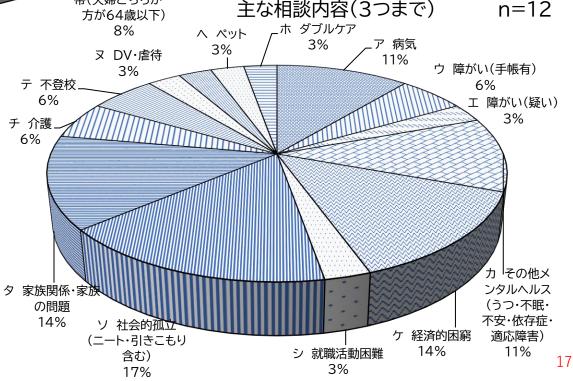


年齢は10代から80代以上まで幅広い ものでした。初期の相談は丸ごと相談員 で受けて共有会議につながる件数が最 も多いものでした。なお、「その他」は世 帯単位でケースとしたため年齢を設定し ていません。

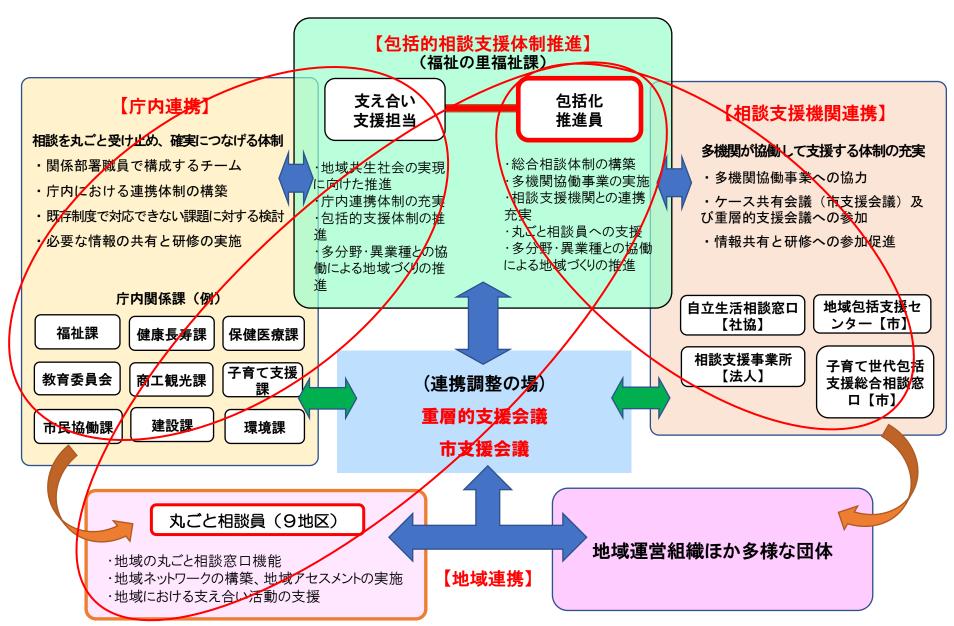


世帯類型では夫婦と未婚の子のみの世帯 がもっとも多かった。これまでは、高齢夫 婦に中年の子というパターンが多かった が、10代または20代の若年層と親とい う構成も出てきている。

相談内容としては、経済的困窮やうつや不眠な どのメンタルヘルスが不調となり、家族関係が 悪化したり、社会的孤立(ニート、引きこもり含 む)につながるなどの状況がうかがえます。 一つずつ課題を解消することで大きな問題につ ながることのないように関わっていくことが必 要と思われます。



④多職種・多機関との連携体制





□ 個別ケースを通じた連携体制の充実

- ・これまでも連携した体制はできていたが、多職種によるチーム支援の体制が充実した。
- ・庁内チームを立ち上げることにより、本事業へ一体なって取組む意識が生まれた。
- ・つながる共有会議に県のアドバイザーを入れることで、「個別ケースから支援を学ぶ場」として位置付けることができている。

□ 誰一人取り残さない社会を目指して

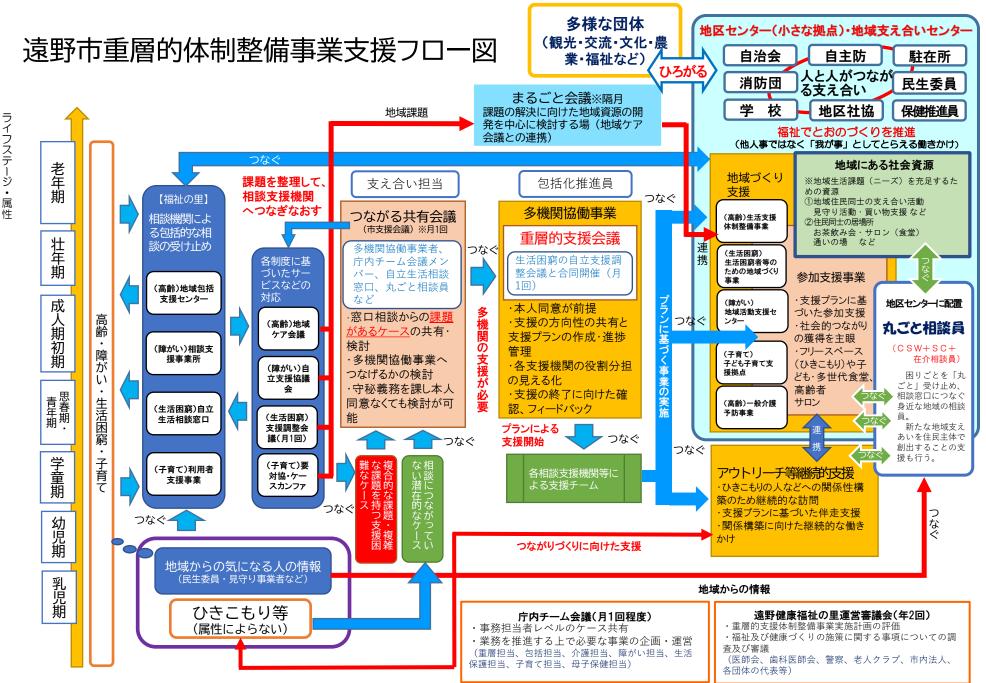
- ・ひきこもりの状態にある気になる世帯の調査を実施したことにより、親の会とのつながりができ、次の展開への機会が生まれた。
- ・丸ごと相談員が主体となった、「参加支援」へのアプローチが増えてきている。

□ お互いの役割を知ること

- ・庁内チーム会議、つながる共有会議、重層的支援会議の役割を既存の会議体と整理し、効果的な運営を図ることができた。
- ・地域課題をテーマとして、地域と行政が話し合う場を推進していく必要がある。
- ・共通理解を深めるため、地域づくりの取り組みを発信した。(ニュースレター(隔月)、丸ごと相談員による報告会(年1回))

□ 関係者と一体となって支援していることの安心感

- ・地域福祉の推進のため、市と社会福祉協議会との連携会議を重ね意見交換を重ねていく。
- ・情報技術活用の一つとして、グループウェアを相談支援関係者間で活用。素早く的確な情報連携体制の構築を図ることができた。





高清水雲海 (松崎町)

つなぐ・つながる・ひろがる



